

令和4年9月12日

関係団体の長 殿

山口労働局 雇用環境・均等室長
山口労働局 労働基準部長

業務改善助成金の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、9月1日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行いました。

原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図ります。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレットを御活用いただき、相談窓口への設置や開催行事での配布、広報紙（誌）やホームページへの掲載等、会員（リーフレット等発送リストの構成員名称挿入）の皆様方に広く周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は、担当までお申し付けください（広報原稿の作成も承ります）。

※リーフレットは山口労働局ホームページ内でもダウンロード可能です。

山口労働局 雇用環境・均等室

【担当：雇用環境改善・均等推進指導官 安田】

TEL：083-995-0390（内線 403）

FAX：083-995-0389

E-mail：yasuda-makotoaa@mhlw.go.jp